小売業における好事例
安全衛生教育について

令和8年11月20、30日　小売業における労働災害防止、労務管理に関する説明会

東近江労働基準監督署
安全衛生課　浜口幸一

労働災害防止の必要性がよくわからない

安全衛生意識が高まらない

どこから手を付ければよいかわからない

情報が欲しい

職場の状況がよくわからない

トップレベルの正しい理解

研修・セミナーへの参加

現場確認

独自の研修会等の実施

ポスターの掲示
最新情報の入手

相談

別添スライドP.3　P.6



中央労働災害防止協会等

巡視、マップ作製
関係者に聴取

パンフレット収集

場に適した選定
情報の正確性





主な安全活動

- 4S、5S
  災害の原因を取り除く
- KY活動
  潜んでいる危険を見つける
- 危険の「見える化」
  危険を周知する
- 安全教育・研修
  正しい作業方法を学ぶ
- 安全意識の啓発
  全員参加



4S、5S（整理、整頓、清掃、清潔、躾）

- 日常的に行うことが必要
- 労働災害防止のみではなく、作業の効率化にもなる
- お客様からは見えないバックヤードも忘れない

⇩

- 普段から行う
- 「あたりまえ」にする
- 作業効率も向上する





危険の「見える化」

- 職場の危険個所を可視化することで全員に共有できる
- トラテープ、ステッカー、ポップ、マップ等
- 事前に把握しておくことで慎重に行動できる

⇩

- 災害は誰にでも起きるという意識を持っておく

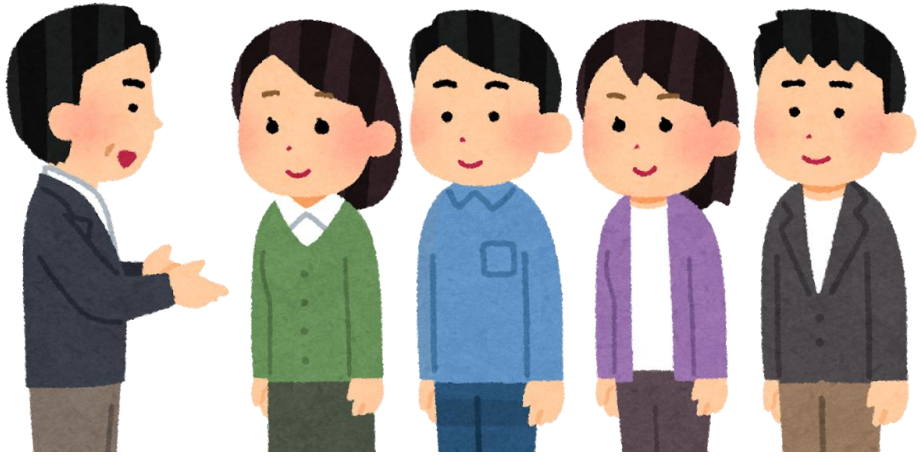






安全教育・研修

- 道具の正しい使い方、無理でない体勢を知る
- 教育・研修では、
  「どのような災害が起こっているか」
  「どうしたら災害は防げるか」
  「正しい作業手順」などを伝え、教える
- 朝礼等の機会に行うこともできる
- 習得度、習熟度に合わせて行う
- 繰り返し行う





安全意識の啓発

- 安全活動は社員、パート、アルバイト、派遣、国籍などにかかわらず、全員参加することが重要
- 意識を持っていなければ安全活動は煩わしく感じる
- 慣れによって危険と感じにくくなる

⇩

- トップによる表明
- ポスターなどの掲示
- 日々の指導



小売業の現場における安全対策の好事例集・安全作業マニュアル

厚生労働省 滋賀労働局

事業場名	
作成年月日	年　　月　　日

～滋賀労働局 労働基準部 健康安全課　作成～
（滋賀労働局　+Safe Retail協議会　監修）

令和7年3月





京都府小売業
プラスセーフ（+SAFE）
協議会

厚生労働省

みんなの安全を、みんなで守り合う。
SAFEコンソーシアム

Safer Action For Employees

SAFEとは？ | コンソーシアム | シンポジウム | アワード | 現場視察 | 転倒予防川柳 | 動画



Safer Action For Employees
従業員の幸せのための安全アクションを
推進する活動体の名称です

コンソーシアムについて
知りたい・加盟したい方へ

加盟メンバー検索



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Johas JNIOSH 独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 National Institute of Occupational Safety and Health, Japan

＼職場の安全を応援する情報発信サイト／

職場のあんぜんサイト

HOME お問合せ サイトマップ 検索

労働災害統計 労働災害事例 各種教材・ツール 化学物質

- 各種教材・ツール（日本語） ● Learning Materials and Tools（英語） ● 各种教材、资料（中国語）
- Các loại giáo trình/công cụ（ベトナム語） ● Iba't ibang materyales/kagamitan sa pagtuturo（フィリピノ語）
- សម្ភារៈអប់រំផ្សេងៗនិងឧបករណ៍（カンボジア語） ● Semua Materi & Sumber（インドネシア語）
- สื่อและสื่อการสอนประเภทต่างๆ（タイ語） ● သင်ထောက်ကူပစ္စည်းအမျိုးမျိုး（ミャンマー語）
- प्रत्येक किसिमको शिक्षण सामग्री, उपकरणहरू（ネパール語）
- Төрөл бүрийн сургалтын материал болон хэрэгсэл（モンゴル語）
- Materiales educativos y otras herramientas（スペイン語）
- Materiais e Ferramentas de Aprendizagem（ポルトガル語） ● 각종 교재・도구（韓国語）



働く人 家族 企業

みんなが元気になる職場を創りましょう。





高年齢者の労働災害防止のための指針　概要

第１　趣旨

労働安全衛生法第62条の２第２項に基づき、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高年齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため定めたもの。

第２　事業者が講ずべき措置

以下の１～５に掲げる事項について、各事業場における高年齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要である。

１　安全衛生管理体制の確立等

- **経営トップによる方針表明及び体制整備**
  - ・経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。
  - ・高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。
- **高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施**
  - ・高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の２～５を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。

２　職場環境の改善

- **身体機能の低下を補う設備・装置の導入**
  - ・高年齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。
- **高年齢者の特性を考慮した作業管理**
  - ・筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。

３　高年齢者の健康や体力の状況の把握

- **健康状況の把握**
  - ・労働安全衛生法で定める雇入時及び定期の健康診断を確実に実施すること。
- **体力の状況の把握**
  - ・高年齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。
- **健康や体力の状況に関する情報の取扱い**
  - ・「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。

４　高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- **個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置**
  - ・健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。
- **高年齢者の状況に応じた業務の提供**
  - ・高年齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。
  - ・高年齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること。
  - ・高年齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。
- **心身両面にわたる健康保持増進措置**
  - ・集団及び個々の高年齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。
  - ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」等に基づく取組に努めること。

５　安全衛生教育

- **高年齢者に対する教育**
  - ・法令に基づく教育等を確実に行うこと。また、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため十分な時間をかけること。中でも、高年齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。
- **管理監督者等に対する教育**
  - ・管理監督者等に対し、高年齢者特有の特性と高年齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。

第３　労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めること。

第４　国、関係団体等による支援

事業者は、国、関係団体等による支援策を有効に活用すること。

ゼロ災滋賀



チューイカン吉

労働現場での熱中症予防
など労働災害防止を注意
喚起するキャラクター